

令和7年度大分市障害者自立支援協議会委員委嘱状交付式及び第1回協議会

日 時：令和7年8月19日（火）13：30～

場 所：大分中央公民館大会議室（荷揚複合公共施設2階）

委嘱状交付式

- 1 開 式
- 2 委嘱状交付
- 3 副市長あいさつ
- 4 閉 式

第1回協議会

- 1 開 会
- 2 議 事
 - （1）会長及び副会長の選出について
 - （2）専門部会の部会長、副部会長及び部会委員の指名について
 - （3）第7期大分市障がい福祉計画及び第3期大分市障がい児福祉計画の進捗状況について
 - （4）就労選択支援について
 - （5）相談支援事業所の年間報告・事業計画について
 - （6）各専門部会の令和7年度活動計画について
- 3 その他
- 4 閉 会

大分市障害者自立支援協議会委員名簿

任期 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

	職 名	
1	社会福祉法人大分市社会福祉協議会 会長	江 藤 郁
2	国立大学法人大分大学福祉健康科学部 教授	滝 口 真
3	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長	木 村 幸 二
4	大分療育センター地域療育連携室 室長	新 橋 本 和 美
5	大分子ども発達支援センター 主任相談支援専門員	黒 島 加 奈
6	大分県立新生支援学校 教頭	新 秦 久 美 子
7	大分公共職業安定所 統括職業指導官	新 高 井 智 宏
8	大分県中小企業家同友会大分支部支部長	岩 尾 雅 史
9	大分市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会部会長	橋 本 和 子
10	大分市ボランティア連絡協議会 会長	工 藤 福 成
11	障害者就業・生活支援センター大分プラザ センター長	釘 宮 慶 太
12	大分市成年後見センター 主事	新 山 下 晶 央
13	一般社団法人大分市手をつなぐ育成会 理事長	齊 藤 國 芳
14	大分県精神保健福祉会大分すみれ会 副会長	阿 南 静 生
15	大分市肢体不自由児者父母の会 会長	秋 吉 一 恵
16	大分市聴力障害者福祉会 常任理事	加 藤 順 子
17	大分市知的障害者施設協議会 会長	新 丹 羽 信 誠
18	社会福祉法人幸福会 理事長	花 宮 良 治
19	特定非営利活動法人レガール 理事長	米 澤 幸 宏
20	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会 代表理事	早 野 真 弓
21	大分市地域包括・在宅介護支援センター協議会(植田地域包括支援センター長)	新 野 見 山 健 一
22	就労継続支援B型事業所「ワーク大分すみれ会」利用者	後 藤 秀 信
23	特定非営利活動法人いのちきサポート 理事長	豊 田 昭 知
24	相談支援センター「もりのおうち」 課長	金 澤 康 隆
25	博愛子ども成育医療センター部長	柴 山 竜 太 郎
26	大分市障がい者相談支援センター「きぼう21」	芦 莉 弘 城
27	大分市障がい者相談支援センター「コーラス」	新 古 川 聖 子
28	大分市障がい者相談支援センター「さざんか」	上 村 加 代
29	大分市教育委員会大分市教育センター 所長	新 赤 峰 竜 二
30	大分市子どもすこやか部長	新 高 橋 史 晃
31	大分市福祉保健部長	新 田 崎 敢

新任10名

大分市障害者自立支援協議会 部会委員名簿

①差別解消推進部会（6名）

氏名		職名
部会長	木村幸二	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長
副部会長	早野眞弓	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会 代表理事
	齊藤國芳	一般社団法人大分市手をつなぐ育成会 理事長
	秋吉一恵	大分市肢体不自由児者父母の会 事務局長
	加藤順子	大分市聴力障害者福祉会 常任理事
	豊田昭知	特定非営利活動法人いのちきサポート 理事長（当事者）

②子ども部会（6名）

氏名		職名
部会長	黒島加奈	大分こども発達支援センター 主任相談支援専門員
副部会長	橋本和美	大分療育センター地域療育連携室 室長
	秦久美子	大分県立新生支援学校 教頭
	古川聖子	大分市障がい者相談支援センター「コーラス」
	柴山竜太郎	博愛病院こども成育医療センター部長
	赤峰竜二	大分市教育委員会大分市教育センター 所長

③生活支援部会（6名）

氏名		職名
部会長	花宮良治	社会福祉法人幸福会 理事長
副部会長	齊藤國芳	一般社団法人大分市手をつなぐ育成会 理事長
	山下晶央	大分市社会福祉協議会成年後見センター 主事
	阿南静生	大分県精神保健福祉会大分すみれ会 副会長
	丹羽信誠	大分市知的障害者施設協議会 会長
	上村加代	大分市障がい者相談支援センター「さざんか」

④就労支援部会（5名）

氏名		職名
部会長	釘宮慶太	障害者就業・生活支援センター大分プラザ センター長
副部会長	米澤幸宏	特定非営利活動法人レガール 理事長
	高井智宏	大分公共職業安定所 統括職業指導官
	岩尾雅史	大分県中小企業家同友会 大分支部支部長
	芦荻弘城	大分市障がい者相談支援センター「きぼう21」

⑤相談支援部会（5名）

氏名		職名
部会長	金澤康隆	相談支援センター「もりのおうち」 課長
副部会長	芦荻弘城	大分市障がい者相談支援センター「きぼう21」
	黒島加奈	大分こども発達支援センター 相談支援専門員
	上村加代	大分市障がい者相談支援センター「さざんか」
	古川聖子	大分市障がい者相談支援センター「コーラス」

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の進捗状況について

本計画は令和6年度から令和8年度末を計画期間とし、国の定める基本指針に即して、具体的な数値目標を設定して、障がい者（児）の地域生活への移行や就労支援などに取り組んでいます。

今回は各項目について「令和6年度の【実績】」を踏まえて、以下の4段階で評価を行いました。（一部の項目を除く）

A: 目標を達成した数値となっている B: 目標の5割以上に達している
 C: 目標の2割以上5割未満となっている D: 目標の2割未満に留まっている

1. 入所施設から地域生活への移行

(1) 地域生活への移行者数

《 数値目標及び実績 》		進捗率	評価
【 目標 】令和8年度末までの地域生活への移行者数	29 人	37.9%	—
【 実績 】令和6年度末までの地域生活への移行者数	11 人		

※目標は、令和4年度末時点の施設入所者(467人)の「6%」

＜参考＞地域生活移行者数の推移

年度	第5期			第6期			第7期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
移行者数	6 人	6 人	2 人	4 人	3 人	8 人	11 人	人	人
3年度累計	14 人			15 人			11 人		

(2) 施設入所者数の削減

《 数値目標及び実績 》		進捗率	評価
【 目標 】令和8年度末までの削減人数	24 人	-12.5%	—
【 実績 】令和6年度末までの削減人数	△3 人		

※目標は、令和4年度末時点の施設入所者数(467人)の「5%」

＜参考＞施設入所者数の推移

年度	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末	R5末	R6末
施設入所者数	466 人	466 人	471 人	470 人	467 人	471 人	474 人

[評価と今後の対応]

地域生活への移行等による退所が見込まれる一方で、障がい程度や保護者の高齢化などにより入所に対するニーズが高いことから、「施設入所者数」は減少していない。
 一方、グループホーム及びその利用者数はともに増加しており、今後もグループホームの整備等によって、住まいの場の拡充を図ることで障がい者の地域移行を推進する。

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1) 大分市障害者自立支援協議会において、「大分市障がい者相談支援センター」の運営状況について、年1回検証及び検討する

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】令和6年度の検証・検討回数	1回	0.0%	D
【実績】令和6年度の検証・検討回数	0回		

(2) 強度行動障害を有する障がい者等に関し、状況や支援ニーズの調整及び地域の関係機関が連携した支援体制の検討を行う。

実績
未実施

[評価と今後の対応]

- (1) 協議会をはじめ生活支援部会において検証及び検討する。
 (2) 当事者の課題やニーズ等の実態把握の方法を検討する。

3. 福祉施設から一般就労への移行

(1) 一般就労移行者数

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】令和6年度の一般就労移行者数	99人	92.9%	B
【実績】令和6年度の一般就労移行者数	92人		

※目標は、令和3年度実績(77人)の「1.28倍」

<参考> 一般就労移行者数の推移

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
移行者数	82人	81人	55人	77人	78人	85人	92人

(2) 就労移行支援事業利用者数(一般就労前の所属)

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】令和6年度の一般就労移行者数	38人	52.6%	B
【実績】令和6年度の一般就労移行者数	20人		

※目標は、令和3年度実績(29人)の「1.31倍」

(3) 就労継続支援A型事業利用者数(一般就労前の所属)

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】令和6年度の一般就労移行者数	28人	132.1%	A
【実績】令和6年度の一般就労移行者数	37人		

※目標は、令和3年度実績(22人)の「1.29倍」

(4) 就労継続支援B型事業利用者数(一般就労前の所属)

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】令和6年度の一般就労移行者数	33 人	103.0%	A
【実績】令和6年度の一般就労移行者数	34 人		

※目標は、令和3年度実績(26人)の「1.28倍」

(5) 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】令和6年度の5割以上の事業所の割合(5事業所)	50%	60.0%	B
【実績】令和6年度の5割以上の事業所の割合(3事業所)	30%		

※目標は、就労移行支援事業所(10事業所)の「50%」

(6) 就労定着支援事業利用者数

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】令和6年度の利用者数	29 人	175.9%	A
【実績】令和6年度の利用者数	51 人		

※目標は、令和3年度実績(20人)の「1.41倍」

(7) 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】7割以上の事業所数(2事業所)	25%	250.0%	A
【実績】7割以上の事業所数(5事業所)	62.5%		

※目標は、就労定着支援事業所(8事業所)の「25%」

[評価と今後の対応]

一般就労移行者数は、目標値は達成していないが年々増加している。今後も商工労働観光部と連携しながら、職場見学及び実習の受入等に関する取組を進める。
また、就労支援部会等の取組を通じて、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図るとともに、就労系福祉サービス事業所に対する質の確保等を図ることとする。

4. 障がい児支援の提供体制の整備

(1) 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する

実績	
未実施	

(2) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

≪ 数値目標及び実績 ≫

		進捗率	評価
【目標】令和8年度末の配置数	15 人	60.0%	-
【実績】令和6年度末の配置数	9 人		

[評価と今後の対応]

(1) 子ども部会において、地域における障がい児支援の中核的役割を担う「児童発達支援センター」と連携しながら、障害児通所支援事業者に加え、保育・教育機関等の支援力向上に向けた取組を検討していく。
 (2) 医療的ケア児支援検討部会において、コーディネーターに求める役割を整理するとともに、コーディネーターと連携した具体的な取組を検討していく。

5. 相談支援体制の充実・強化

(1) 基幹相談支援センターの設置検討

実績	
令和7年2月に開催した協議会において、「障がい者相談支援センター」を「基幹相談支援センター」へ移行・設置することについて検討していくこととした。	

(2) 相談支援事業者に対する指導・助言件数の見込み

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】令和6年度の開催回数	3回	100.0%	A
【実績】令和6年度の開催回数	3回		

※目標は、相談支援専門員連絡会議を「年3回」開催

(3) 人材育成のための支援件数の見込み

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】令和6年度の開催回数	3回	100.0%	A
【実績】令和6年度の開催回数	3回		

※目標は、相談支援部会を「年3回」開催

(4) 相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】令和6年度の実施回数	3回	100.0%	A
【実績】令和6年度の実施回数	3回		

※目標は、事例検討会を「年3回」開催

(5) 個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】令和6年度の実施回数	3回	100.0%	A
【実績】令和6年度の実施回数	3回		

※目標は、事例検討会を「年3回」開催

(6) 大分市障がい者相談支援センターにおける主任相談支援専門員配置数の見込み

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】各センター1名配置	3名	100.0%	A
【実績】各センター1名配置	3名		

(7) 事例検討会の参加事業者・機関数の見込み

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】令和6年度の参加事業所数	25 カ所	192.0%	A
【実績】令和6年度の参加事業所数	48 カ所		

(8) 協議会における専門部会の設置数及び実施回数の見込み

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
専門部会の設置数	5 部会	140.0%	A
【目標】令和6年度の実施回数(各部会1回以上)	5 回		
【実績】令和6年度の実施回数	7 回		

[評価と今後の対応]

今後も「基幹相談支援センター」の設置を検討するとともに、相談支援部会の取組や障がい者相談支援センターが主催する事例検討会の開催等を通じて、相談支援専門員に対する指導・助言や関係機関との連携強化を図ることとする。

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

(1) 県が実施する研修会への市町村職員の参加人数の見込み

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】令和6年度の参加人数	9 人	155.6%	A
【実績】令和6年度の参加人数	14 人		

(2) 支払いシステムによる審査結果を分析し、事業所と共有する体制の有無と実施回数

≪ 数値目標及び実績 ≫

		進捗率	評価
【目標】令和8年度までの実施回数	1 回	0.0%	—
【実績】令和6年度までの実施回数	0 回		

(3) 指導監査の適正な実施とその結果の共有と実施回数

≪ 数値目標及び実績 ≫

		達成率	評価
【目標】令和6年度の実施回数	2 回	50.0%	B
【実績】令和6年度の実施回数	1 回		

[評価と今後の対応]

今後も指導監査課が実施する「集団指導」や「運営指導」等に加え、各専門部会の開催時などあらゆる機会を捉えて、給付適正化に向けて取り組むこととする。

1. 概要

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスとして「就労選択支援」が令和7年10月1日から開始されます。

(現状・課題)

- ①就労系障害福祉サービスの利用を希望する障がい者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障がい者の就労能力や一般就労の可能性について、障がい者本人や障がい者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がっていない。
- ②一旦、就労継続支援A型やB型の利用が始まると、そのサービスの利用が固定されてしまいうやすい。
- ③本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

2. 目的

働く力と希望のある障がい者に対して、本人が自分の働き方について考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障がい者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

(具体的な内容)

- ①作業場面等を活用し、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理し、利用者本人の自己理解を促すことを支援する。
- ②自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて本人と協同して考える。
※その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではない。
- ③本人の選択肢を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行う。
- ④アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする。
- ⑤就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市町村、ハローワーク等の就労支援機関との連携、連絡調整を行う。

(期待される効果)

- ① アセスメントに関する専門的な研修を修了した人材を配置することにより、質の高いアセスメントに基づいた就労支援を受けることが可能となる。
- ② 本人の就労能力や適性、ニーズ、強み、職業上の課題、本人が力を発揮しやすい環境要因、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
- ③ 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援A型・B型利用中も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

3. 対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

※令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

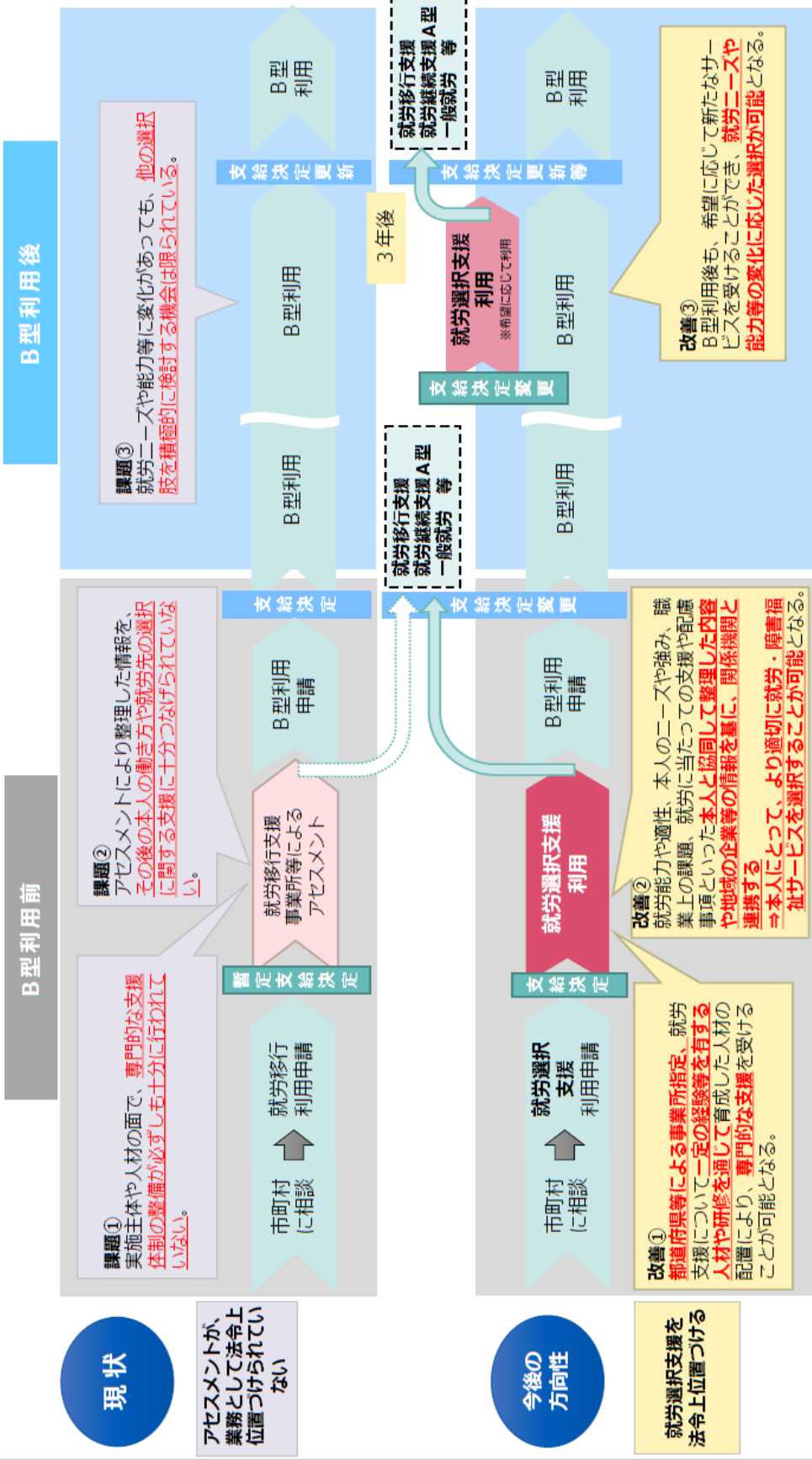
(資料1)

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者(下記以外の者)	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者(就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者)	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

※近隣に就労選択支援事業所がない場合や、利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、現行の就労アセスメントや暫定支給決定を経た利用を認める。

就労選択支援ができることと変わること ～ 専門的なアセスメントの提供と本人中心の就労選択の支援～

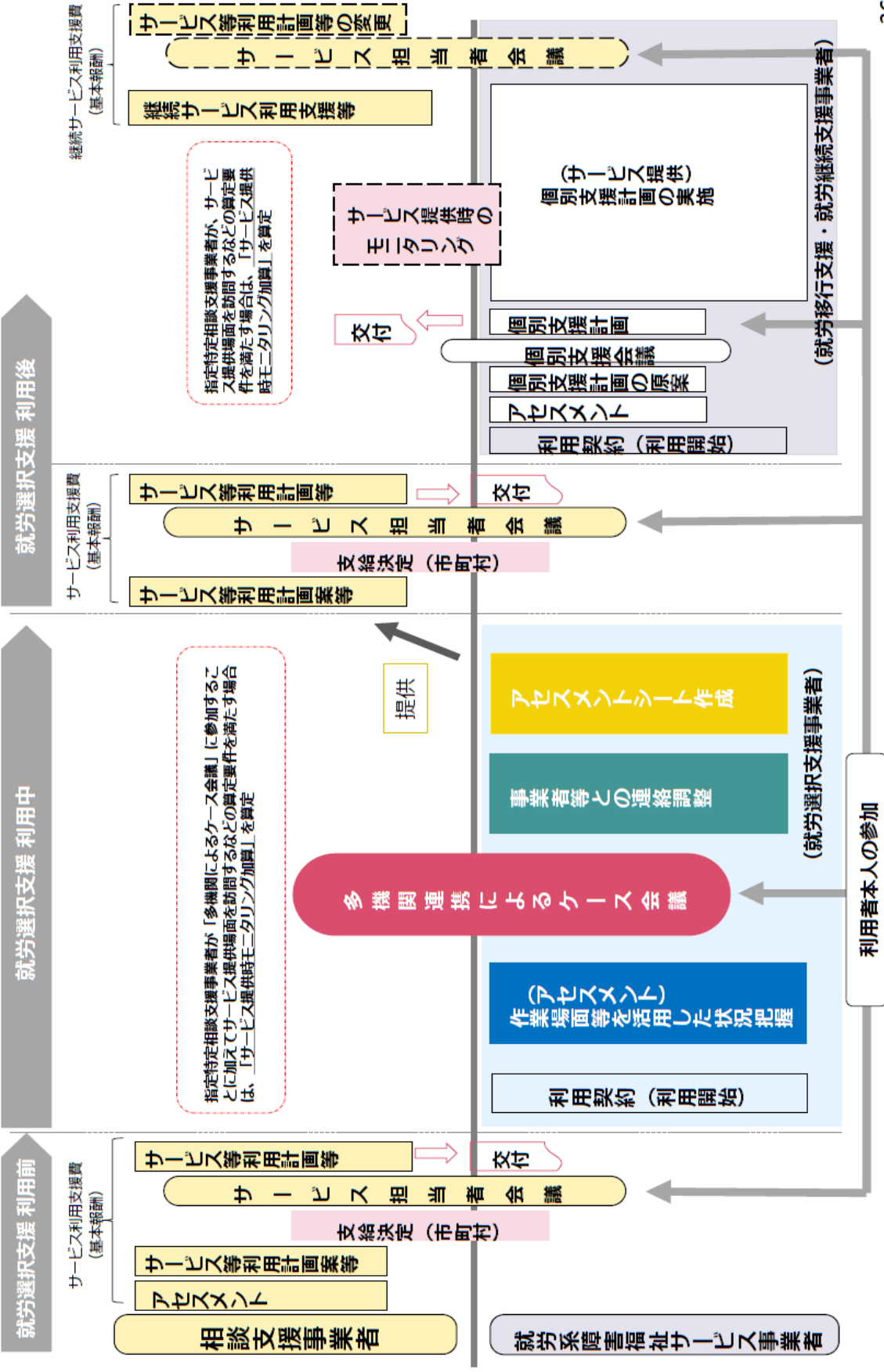
イメージ (就労継続支援B型のケース)



※ 現行の就労アセスメントでは
 ・ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級を受給者
 ・ 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者を対象としていない。

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と就労選択支援事業者の関係

※指定特定相談支援事業者を利用する場合の一例



4. 実施主体

就労選択支援の実施主体については、指定基準において、「就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障がい者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者」と定められている。

※指定基準において、「就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない」ことが規定されている。

5. 人員配置・要件

(人員配置)

- ①就労選択支援員を配置する（常勤換算で利用数を15で除した数以上）
- ②就労移行支援または就労継続支援と一体的に就労選択支援を実施する場合、就労移行支援等の職員（就労移行支援等の利用定員の枠内に限る）及び管理者が兼務できる。
- ③サービス管理責任者の配置は不要（個別支援計画の作成は不要）

(就労選択支援員の要件)

- ①就労選択支援員養成研修を修了すること
- ②経過措置：就労選択支援員養成研修開始から令和9年度末までに研修を修了していること。
※令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。

6. 今後の予定

本市においては、事業の中立性を確保する観点から、事業者が新規に事業者の指定を受ける場合は、「就労支援部会」に対して運営方針や活動内容等を説明し、協議会による評価を受ける予定としている。

相談支援事業所の年間報告・事業計画について

令和6年度事業報告書

大分市障がい者相談支援センターさざんか

1. 概況	在宅で生活している障がい者やその家族が、住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、地域の総合相談窓口として、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援や情報提供等に努めました。			
2. 活動内容	(1) 研修会	17件	・包括的な支援体制構築に向けた研修・令和6年度 大分県高次脳機能障害者支援養成研修・令和6年度地域移行ラボラトリー“イコラボ”研修・令和6年度九州地区障がい者相談支援事業合同研修会 大分大会・親なきあと相談研修会	
	(2) 個別調整会議	9件		
	(3) 連絡調整	1,144件		
	(4) 事例検討会		「令和6年度第1回大分市相談支援専門員定期事例検討会」 令和6年6月26日（木）13時30分～15時30分大分市役所別館6階大会議室 70名 ・障がい者虐待の防止について ・職員による報告で発見することができた虐待ケースについて	
3. 相談内訳	(1) 障がい種別	身体障がい	3,009 件	67.8 %
		知的障がい	118 件	2.7 %
		精神障がい	308 件	6.9 %
		重症心身障がい	136 件	3.1 %
		発達障がい	4 件	0.1 %
		難病	768 件	17.3 %
		その他	93 件	2.1 %
		合計	4,436 件	
	(2) 相談方法	訪問	406 件	19.9 %
		来所	36 件	1.8 %
		電話	1,447 件	71.1 %
		メール	146 件	7.2 %
		合計	2,035 件	
	(3) 主な相談内容	日常生活支援相談	851 件	19.2 %
		健康管理・服薬管理相談	566 件	12.8 %
		総合支援法利用支援	292 件	6.6 %
		医療機関との連絡調整	304 件	6.8 %
		移動（屋外・屋内）	311 件	7.0 %
		介護に関する相談	235 件	5.3 %
		福祉用具に関する相談	289 件	6.5 %
利用者家族に関する相談		251 件	5.7 %	
住む場所についての相談		172 件	3.9 %	
手帳、医療費の申請等に関する相談		148 件	3.3 %	
その他		1,017 件	22.9 %	
合計		4,436 件		
4. その他	委託相談支援事業所として、他の指定特定相談支援事業所や障害福祉サービス事業所以外の医療や介護等の関係機関からも相談を受け、専門的な相談支援を要する困難ケース等に積極的に対応します。			

相談支援事業 年間報告書

令和6年度

事業所名：大分市障がい者相談支援センターさざんか

1. 活動内容 (特記事項・利用者の声・自己評価・今後の方針)

研修会：	17 件	・包括的な支援体制構築に向けた研修・相談支援事業報酬改定勉強会・令和6年度相談支援従事者初任者研修・令和6年度大分県相談支援従事者現任研修・令和6年度 大分県高次脳機能障害者支援養成研修・令和6年度地域移行ラボラトリー「エイコボ」研修・令和6年度九州地区障がい者相談支援事業合同研修会 大分大会・親なきあと相談研修会
個別調整会議：	9 件	
その他会議：	2 件	・令和6年度障害者虐待防止ネットワーク運営協議会・令和6年度大分市難病患者地域支援ネットワーク推進会議
申請代行：	92 件	・タクシー券・ヘルプマーク配布申・県営住宅入居申込・紙おむつ・福祉手当・厚生年金保険障害者特例・繰上げ調整額請求・高額医療費申請・日常生活用具・障害年金・自立支援医療証更新・精神保健福祉手帳更新・県営住宅申込・総合支援法・食の自立支援・生活保護受給証明書・特定医療費(指定難病)支給認定・市営住宅申込・高齢者等ごみ出し支援・施設入所申請・特別障害者手当て更新・国民健康保険限度額適用(標準負担額減額認定証更新・現況届申請・障害者手帳等級変更・障害者手帳住所変更
新規相談者：	123 件	身体障害68名、知的障害者6名、精神障害者15名、重度心身障害者2名、難病11名、その他21名

2. 月間活動実績報告

①活動内容・時間帯別の件数

活動項目		早朝 ~9:00	午前 9:00~	午後 12:00~	夜間 18:00~	合計
会議	自立支援協議会	0	8	2	0	10
	個別調整会議	0	6	2	1	9
	その他の会議	0	0	1	1	2
訪問相談	単 独	0	106	245	6	357
	合 同	0	16	32	1	49
来所相談	単 独	0	14	18	2	34
	合 同	0	1	1	0	2
電話相談	利用者	7	213	369	21	610
	行政機関	1	23	51	1	76
	関係機関	1	242	503	15	761
メール相談	利用者	2	33	62	17	114
	行政機関	0	2	1	0	3
	関係機関	1	9	16	3	29
連絡調整	利用者	1	85	263	37	386
	行政機関	0	27	113	0	140
	関係機関	1	153	446	18	618
資料等の作成	相談記録	10	248	776	29	1,063
	調整会議等資料作成	0	0	0	0	0
	その他	0	0	1	0	1
合 計		24	1,186	2,902	152	4,264

②障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分							合計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	その他	
手帳、医療費の申請等に関する相談支援	99	0	8	5	0	31	5	148
介護に関わる相談	162	1	7	16	0	43	6	235
日常生活支援相談	549	28	56	37	0	161	20	851
住む場所についての相談	120	1	15	0	0	32	4	172
年金等収入に関する相談	129	1	4	1	0	33	2	170
移動(屋内・屋外)	206	1	16	14	0	69	5	311
ストレス等に関する相談	30	11	28	0	0	1	1	71
コミュニケーション支援	14	1	10	0	2	3	0	30
健康管理・服薬管理相談	353	8	42	20	0	137	6	566
家族(人間)関係に関する相談	90	22	36	0	0	24	1	173
総合支援法利用支援	209	10	32	2	0	29	10	292
福祉用具に関する相談	230	0	4	13	0	41	1	289
住宅環境・改造に関する相談	37	0	0	1	0	16	0	54
社会参加に関する相談	18	0	3	0	0	0	1	22
就労に関わる相談	156	8	7	0	1	6	13	191
教育に関わる相談	1	0	0	0	0	0	0	1
危機管理に関わる相談	6	0	0	0	0	0	0	6
財産・金銭管理に関する相談	76	0	2	0	0	1	2	81
サービス苦情に関する相談	7	1	8	0	0	7	1	24
ボランティア等に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0
療育に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機関との連絡調整	212	0	5	7	0	79	1	304
虐待ケース等への対応	1	0	2	0	0	1	1	5
利用者家族に関する相談	170	22	9	15	0	28	7	251
公的機関等への同行支援	7	0	0	0	0	0	0	7
社会資源等の情報提供	97	2	6	5	1	25	5	141
その他	30	1	8	0	0	1	1	41
合 計	3,009	118	308	136	4	768	93	4,436
合計の実人員	473	19	49	34	3	99	30	707

令和7年度事業計画書

大分市障がい者相談支援センターさざんか

1. 目標	在宅で生活している障がい者（児）の方やそのご家族が、住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らしていけるよう支援します。 また、関係機関からも相談を受け、専門的な相談支援を要する困難ケース等に積極的に対応します。
2. 事業内容	(1) 福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等） (2) 社会資源の活用支援（各種支援施策に関する助言・指導等） (3) 社会生活力を高めるための支援 (4) ピアカウンセリング (5) 権利擁護のために必要な支援 (6) 専門機関の紹介 (7) 専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応 (8) 事例検討会の開催 (9) あんしんコールにおける相談受付、連絡調整等
3. 重点項目 (推進策)	(1) 大分市からの受託事業の着実な実施 (2) 関係機関と連携を図り、困難ケース等に積極的に対応 (3) 感染症や災害への対応力の検証
4. 職員体制	職員数 7名 相談支援専門員 6名（うち主任相談支援専門員1名） 相談（支援）員 1名 うち、社会福祉士4名、精神保健福祉士2名、介護福祉士4名、介護支援専門員2名、 (複数資格所持者あり)
5. その他	

令和6年度事業報告書

大分市障がい者相談支援センターコース

1. 概況	例年同様、知的障害に関する相談、障害者総合支援法利用に関する相談が多かった。今年度は重層的な支援の必要な方への関わりが増え、お一人の方へ複数回、長時間の支援を要する状況があった。		
2. 活動内容	(1)	研修会	8件 ・九州ブロック主任相談支援専門員養成研修会 ・九州地区障がい者相談支援事業合同研修会 ・相談支援従事者現任研修会 等
	(2)	個別調整会議	12件
	(3)	連絡調整	1,653件 ・利用者：385件 ・行政機関：221件 ・関係機関：1,047件
	(4)	事例検討会	日時：令和6年11月12日（火）13時30分～15時00分 場所：大分市役所本庁舎8階大会議室 事例内容：「他の相談支援事業所へ引き継ぐ際の意思決定のあり方に悩んだ事例」 参加者：58名 ※年3回実施。他の2回については他事業所より報告。協働して実施した。
3. 相談内訳	(1) 障がい種別	身体障がい	27件 3.1%
		知的障がい	466件 53.9%
		精神障がい	59件 6.8%
		重症心身障がい	56件 6.5%
		発達障がい	120件 13.9%
		難病	2件 0.2%
		その他	135件 15.6%
		合計	865件
	(2) 相談方法	訪問	162件 29.9%
		来所	38件 7.0%
		電話	340件 62.9%
		メール	1件 0.2%
		合計	541件
	(3) 主な相談内容	障害者総合支援法利用支援	290件 33.5%
		日常生活支援相談	142件 16.4%
		就労に関わる相談	53件 6.1%
		療育に関する相談	51件 5.9%
		住む場所についての相談	48件 5.6%
		家族（人間）関係に関する相談	40件 4.6%
年金等収入に関する相談		33件 3.8%	
医療機関との連携調整		22件 2.5%	
健康管理・服薬管理相談		19件 2.2%	
介護に関わる相談		16件 1.9%	
その他		151件 17.5%	
合計		865件	
4. その他	相談支援専門員同士の更なる連携の強化や資質の向上により、地域づくりに努め、障害のある方やそのご家族が安心して地域で暮らしていけるよう、支援体制を整えていくことが必要。		

相談支援事業 令和6年度年間実績総数報告書

事業所名：大分市障がい者相談支援センター コーラス

年間活動実績報告

①活動内容・時間帯別の件数

活動項目		早朝 ～9:00	午前 9:00～	午後 12:00～	夜間 18:00～	合計
会議	自立支援協議会	0	7	4	0	11
	個別調整会議	0	4	7	1	12
	その他の会議	0	1	3	0	4
訪問相談	単 独	0	9	32	4	45
	合 同	0	72	45	0	117
来所相談	単 独	0	13	13	1	27
	合 同	0	5	6	0	11
電話相談	利用者	3	106	115	6	230
	行政機関	0	9	10	1	20
	関係機関	0	42	42	6	90
メール相談	利用者	0	0	0	0	0
	行政機関	0	0	1	0	1
	関係機関	0	0	0	0	0
連絡調整	利用者	7	145	222	11	385
	行政機関	13	97	109	2	221
	関係機関	15	433	570	29	1,047
資料等の作成	相談記録	7	60	145	37	249
	調整会議等資料作成	0	1	0	0	1
	その他	2	31	40	4	77
合 計		47	1,035	1,364	102	2,548

②障害別相談件数

相談内容	障 害							合計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	その他	
手帳の申請等に関する相談	0	6	0	5	0	0	4	15
介護に関わる相談	1	6	0	7	0	0	2	16
日常生活支援相談	13	91	3	8	6	0	21	142
住む場所についての相談	1	28	8	2	2	0	7	48
年金等収入に関する相談	0	29	4	0	0	0	0	33
移動（屋内・屋外）	0	1	0	0	0	0	0	1
ストレス等に関する相談	0	1	2	0	2	0	6	11
コミュニケーション支援	0	0	0	0	1	0	1	2
健康管理・服薬管理相談	2	7	8	0	2	0	0	19
家族（人間）関係に関する相談	1	14	2	0	10	0	13	40
障害者総合支援法利用支援	3	165	8	14	56	1	43	290
福祉用具に関する相談	1	0	0	6	0	0	0	7
住宅環境・改造に関する相談	0	1	0	6	0	0	0	7
社会参加に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0
就労に関わる相談	0	46	5	0	1	0	1	53
教育に関わる相談	0	4	0	0	3	0	2	9
危機管理に関わる相談	0	1	0	0	0	0	0	1
財産・金銭管理に関わる相談	0	11	2	0	1	0	1	15
サービス苦情に関する相談	0	2	0	0	1	0	0	3
ボランティア等に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0
療育に関する相談	0	11	1	2	23	1	13	51
医療機関との連携調整	2	10	7	1	1	0	1	22
虐待ケース等への対応	0	0	0	0	0	0	1	1
利用者家族に関する相談	0	3	1	0	5	0	0	9
公的機関等への同行支援	0	2	0	0	1	0	0	3
社会資源等の情報提供	0	2	1	1	1	0	1	6
その他	3	25	7	4	4	0	18	61
合 計	27	466	59	56	120	2	135	865
合計の実人員	17	296	30	14	67	1	83	508
実人員のうち児童	5	73	3	13	60	1	48	203

令和7年度事業計画書

大分市障がい者相談支援センターコーラス

1. 目標	関係機関と連携して、障害のある方とその家族が安心して暮らすことができるよう相談支援を行います
2. 事業内容	(1) 福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等） (2) 社会資源の活用支援（各種支援施策に関する助言・指導等） (3) 社会生活力を高めるための支援 (4) ピアカウンセリング (5) 権利擁護のために必要な支援 (6) 専門機関の紹介 (7) 専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応 (8) 事例検討会の開催 (9) あんしんコールにおける相談受付、連絡調整等
3. 重点項目 (推進策)	(1) 主任相談支援専門員による、地域の相談支援事業所の専門性向上を図るための取り組み (2) 相談支援専門員の連携強化 (3) 家族支援の強化
4. 職員体制	職員数 10名 相談支援専門員 7名 相談（支援）員 3名 ※保有資格…社会福祉士7名、介護福祉士3名
5. その他	

令和6年度事業報告書

大分市障がい者相談支援センターきぼう21

1. 概況	相談は非常に多く、令和6年度も年間1万件を超える相談がありました。相談者からの様々な悩みやニーズに対応した相談支援を実施しました。また、総合相談窓口として、様々な機関からの相談に応じたほか、専門的な相談支援が必要な困難ケースへの対応を行いました。		
2. 活動内容	(1).	研修会	11件 包括的な支援体制構築に向けた研修、大分県発達障がい者支援専門員研修会、精神疾患の学習会、親なきあと相談研修会、九州地区障がい者相談支援事業所合同研修会 ほか
	(2).	個別調整会議	1件
	(3).	連絡調整	1,055件
	(4).	事例検討会	【令和6年度第3回大分市相談支援専門員定期事例検討会】 令和7年3月7日（金）10時00分～12時00分 大分市役所 8階大会議室 「障がいのある姉妹の2人暮らしで、入退院などの緊急時の対応に困っている事例」 参加者46名
3. 相談内訳	(1).	障がい種別 (相談内容毎の延べ件数)	身体障がい 17件 0.2%
			知的障がい 2件 0.1%
			精神障がい 9,630件 84.9%
			重症心身障がい 0件 0%
			発達障がい 543件 4.7%
			難病 0件 0%
			その他 1,145件 10.1%
	合計 11,337件 100.0%		
	(2).	相談方法	訪問 122件 1.2%
			来所 85件 0.8%
			電話 9,860件 97.7%
			メール 28件 0.3%
			合計 10,095件 100.0%
	(3).	主な相談内容 (相談内容毎の延べ件数)	症状・ストレス 9,212件 81.3%
			サービス利用 355件 3.2%
			就労 350件 3.1%
			人間関係 329件 2.9%
			日常生活 217件 1.9%
			健康・服薬管理 117件 1.0%
			住む場所 106件 0.9%
			同行支援 94件 0.8%
			コミュニケーション支援 84件 0.7%
			金銭管理 75件 0.6%
			その他 240件 3.6%
			合計 11,337件 100.0%
4. その他	(1). 精神保健福祉士の実習生を受け入れ、現場実習の提供を行いました。 (2). 外部研修会や学習会への講師派遣を行いました。		

相談支援事業年間報告書（令和6年度分）

事業所名：大分市障がい者相談支援センターきぼう21

1. 今年の活動内容について（特記事項・利用者の声・自己評価・今後の方針）

時間外電話受付件数（24時間対応状況）						
・時間種別	1	2	3	4	5	計
	76件	0件	0件	0件	31件	107件
1・・・18:00～21:00	2・・・21:00～0:00		3・・・0:00～3:00			
4・・・3:00～6:00	5・・・6:00～9:00					
・発信者種別	利用者	家族	行政機関	関係機関	計	
	99件	3件	2件	3件	107件	

2. 月間活動実績報告

①活動内容・時間帯別の件数

活動項目		早朝 ～9:00	午前 9:00～	午後 12:00～	夜間 18:00～	合計
会議	自立支援協議会	0	6	2	0	8
	個別調整会議	0	1	0	0	1
	その他の会議	0	0	12	0	12
訪問相談	単独	0	48	74	0	122
	合同	0	0	0	0	0
来所相談	単独	0	32	53	0	85
	合同	0	0	0	0	0
電話相談	利用者	2	2949	6801	49	9801
	行政機関	0	2	6	0	8
	関係機関	0	19	32	0	51
メール相談	利用者	0	16	12	0	28
	行政機関	0	0	0	0	0
	関係機関	0	0	0	0	0
連絡調整	利用者	0	89	182	3	274
	行政機関	0	23	55	0	78
	関係機関	0	235	463	5	703
資料等の作成	相談記録	2	3066	6978	49	10095
	調整会議等資料作成	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
合計		4	6486	14670	106	21266

②障害別相談件数

相談内容	障害区分							合計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難病	その他	
手帳、医療費の申請等に関する相談支援	0	0	20	0	3	0	1	24
介護に関わる相談	0	0	1	0	0	0	2	3
日常生活支援相談	3	1	175	0	22	0	16	217
住む場所についての相談	1	0	75	0	11	0	19	106
年金等収入に関する相談	1	0	34	0	1	0	14	50
移動（屋内・屋外）	0	0	0	0	0	0	0	0
ストレス等に関する相談	2	1	8078	0	364	0	767	9212
コミュニケーション支援	1	0	73	0	3	0	7	84
健康管理・服薬管理相談	1	0	106	0	3	0	7	117
家族（人間）関係に関する相談	1	0	244	0	35	0	49	329
総合支援法利用支援	1	0	191	0	35	0	128	355
福祉用具に関する相談	0	0	64	0	4	0	5	73
住宅環境・改造に関する相談	0	0	34	0	2	0	4	40
社会参加に関する相談	0	0	32	0	1	0	3	36
就労に関わる相談	0	0	301	0	19	0	30	350
教育に関わる相談	0	0	11	0	2	0	0	13
危機管理に関わる相談	0	0	7	0	0	0	0	7
財産・金銭管理に関する相談	0	0	53	0	20	0	2	75
サービス苦情に関する相談	0	0	6	0	1	0	5	12
ボランティア等に関する相談	0	0	5	0	0	0	0	5
療育に関する相談	0	0	3	0	0	0	0	3
医療機関との連絡調整	1	0	8	0	1	0	0	10
虐待ケース等への対応	0	0	1	0	0	0	2	3
利用者家族に関する相談	0	0	0	0	0	0	3	3
公的機関等への同行支援	4	0	33	0	3	0	2	42
社会資源等の情報提供	1	0	44	0	7	0	42	94
その他	0	0	31	0	6	0	37	74
合計	17	2	9630	0	543	0	1145	11337
合計の実人員	7	1	474	0	100	0	253	835

令和7年度事業計画書

大分市障がい者相談支援センターきぼう21

1. 目標	関係機関等との連携を通じて、障がい者やその家族の生活を支えていきます。また、専門性の高い相談支援を実施することで、他機関からのさまざまな相談に対応できるよう努めていきます。
2. 事業内容	(1) 福祉サービスの利用援助(情報提供・相談等) (2) 社会資源の活用支援(各種支援施策に関する助言・指導等) (3) 社会生活力を高める支援 (4) ピアカウンセリング (5) 権利擁護のために必要な支援 (6) 専門機関の紹介 (7) 専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応 (8) 事例検討会の開催 (9) 大分市障害者等緊急時支援事業における相談受付、連絡調整等
3. 重点項目 (推進策)	(1) 専門性の高い困難ケースへの対応 (2) 医療機関、行政機関、関係機関との連携 (3) 効果的かつ効率的な業務の推進
4. 職員体制	職員数 6名 主任相談支援専門員 2名 (うち1名は今年度取得予定) 相談支援専門員 5名 相談支援員 1名 ※保有資格…精神保健福祉士4名、社会福祉士3名 介護支援専門員2名、教員免許2名 (複数資格の所持者あり)
5. その他	(1) 精神保健福祉士実習生の受け入れ (2) 外部研修会や学習会への講師派遣

1. 差別解消推進部会

概要	障がい者や家族等からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消に向けた検討を行う。
主な取組 (協議内容)	①障がいを理由とした差別に関する相談事例の収集及び共有 市役所内や相談支援専門員から収集した事例に関する協議を行う。 ②障害者差別解消法に関する普及啓発 研修やイベントを活用した啓発活動に加え、令和6年4月から障害者差別解消法が改正され、民間事業者も「合理的配慮」が義務化されたことを踏まえ、より効果的な啓発方法等を検討する。

2. 子ども部会

概要	「障がいの早期発見と隙間のない支援」をテーマとして、関係機関のネットワークづくりを行う。
主な取組 (協議内容)	①児童発達支援センター連絡会議の開催（新規） 児童発達支援センターが地域における「障がい児支援の中核的な役割」を担うことが国より示されたことを踏まえ、市内7カ所のセンターと連携しながら、障害児通所支援事業所に対する研修など今後の取組を検討する。 ②障害児通所支援事業者に対する研修 近年実績が急増している「保育所等訪問支援事業」について、事業所に対する研修を実施することで、保育・教育機関との連携や支援の質の向上を図る。

3. 医療的ケア児支援検討部会

概要	子ども部会委員に加え、保健、医療、保育、教育等の関係者により、医療的ケア児とその家族の支援に関する取組を行う。
主な取組 (協議内容)	①医療的ケア児レスパイト事業の検証 開始後の実績等を踏まえ、当該事業に関する検証を行う。 ②医療的ケア児等コーディネーターとの連携（新規） コーディネーター養成研修が再開されることを踏まえ、コーディネーターに求める役割を整理するとともに、部会との連携した取組を検討する。

4. 就労支援部会

概要	障がい者の一般就労等への支援や民間企業との連携等をテーマとして、就労系福祉サービス事業所の質の向上や関係機関との連携を図る。
主な取組 (協議内容)	<p>①就労ピアサポートサロンの開催 就職活動または一般就職している障がい者に対する「交流・情報交換の場」として、毎月第3日曜日に J:COM ホルトホール大分で開催するとともに、「輪い笑いフェスタ！（大分市福祉の集い）」においてブースを設置し、出張サロンを実施することで周知活動を行う。</p> <p>②就労系福祉サービス事業所等による意見交換会 事業所同士の連携を図るため、講義やグループワーク等を行う。</p> <p>③就労選択支援事業者に対する評価（新規） 事業者から運営方針や活動内容等の報告を受け、その内容を評価する。</p>

5. 生活支援部会

概要	障がい者が地域で生活するために、高齢化、重度化等への対応や「親亡き後」を見据え、住まいや緊急時の対応等に関する支援を検討する。
主な取組 (協議内容)	<p>①日中サービス支援型グループホームの運営等に関する評価・助言 当該グループホームを運営する事業者から、運営状況や支援内容等の説明を受け、評価や助言を行うとともに、新たに開設する事業者についても、立上げ前に評価や助言を行う。</p> <p>②あんしんコールの検証 「夜間・休日」の対応人数等を見直し、持続可能な運用方法を検討する。</p> <p>③障がい者相談支援センター開所時間の見直し（新規） 曜日時間帯ごとの相談件数等を踏まえ、来年度以降の開所時間を検討する。</p>

6. 相談支援部会

概要	相談支援専門員同士のつながりを強化することで、質の向上・人材育成や関係機関との連携強化に向けた取組を行う。
主な取組 (協議内容)	<p>①「分野別」相談支援部会の開催</p> <ul style="list-style-type: none">・「児童・医療的ケア児（者）」部会 スクールソーシャルワーカーとの意見交換など（教育機関との連携）・「精神・知的・発達障がい」部会 大分市居住支援協議会事務局員による講義など（住居確保に関する支援）・「身体障がい」部会 地域包括支援センター職員との意見交換など（円滑な介護サービス移行） <p>②「地区別」相談支援部会の開催 昨年策定した「計画相談支援マニュアル」の振り返りなど</p>

大分市障害者自立支援協議会条例

平成24年3月27日

条例第3号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、大分市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第5条第18項に規定する相談支援の評価に関すること。
- (2) 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援に関すること。
- (3) 地域の関係機関、関係団体等の相互の連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者への支援体制の整備に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 障害福祉事業の関係者
- (4) 障害者又はその保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる所掌事務について具体的な調査及び研究を行うため、協議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、調査及び研究の経過及び結果を会長に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成25年条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)、第3条中大分市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の題名の改正規定及び同条例第1条の改正規定(「大分市障害程度区分判定審査会」を「大分市障害支援区分判定審査会」に改める部分に限る。)、第4条中大分市障害者自立支援協議会条例第2条第1号の改正規定並びに第5条中大分市障害者福祉手当条例第2条第5号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第11号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。